

仙台市地域企業連携デジタル人材育成・確保促進事業運営業務委託仕様書（案）

1 業務委託名

仙台市地域企業連携デジタル人材育成・確保促進事業運営業務

2 業務の目的

本市が2024年3月に策定した「仙台経済COMPASS」では、重点プロジェクトの一つとして「DXによる経済成長と暮らしやすさの向上」を掲げており、防災、健康福祉・医療や農林水産業、子育て等の様々な分野と先端デジタル技術との掛け合わせによる新規事業創出（X-TECH(クロステック)）を推進するとともに、その基盤となる市内企業の成長支援や市外企業の誘致による更なる産業集積、先端IT人材の育成や確保等に取り組み、本市からX-TECHによるイノベーションが次々と生まれる好循環（IT産業のエコシステム）の形成に取り組むこととしている。

また、物価高騰が続く中、地域企業が競争力を維持し、持続可能な成長を実現するためには、デジタル技術の導入や活用が不可欠である。しかし、人口減少に伴う労働力不足が深刻化している現状において、デジタル人材の育成や、即戦力となる人材の確保は緊急かつ即時に実施すべき課題となっている。地域企業の成長を支える市内IT企業の人材が不足すれば、業務の効率化やデジタル化等、収益向上や賃上環境の整備に資する取り組みが進展せず、企業全体の競争力が低下する恐れがある。したがって、地域企業の持続可能な成長を支え地域経済の発展・振興を図るため、市内IT企業等で活躍できるデジタル人材の育成・確保の支援を実施することは重要となっている。

本業務では、市内IT企業等と連携し、(1)首都圏等のIT人材に対して、移住を検討する際に重視する「キャリアの向上が期待できる仕事」、「住みやすい生活環境」、「スキルアップに繋がるITコミュニティ」などの側面について本市のIT産業が魅力的であるという情報を発信し、本市へのUIJターンを希望する人材の掘り起こしを行うとともに、地域のIT企業やIT人材との交流など、UIJターンを想起・検討する機会を提供することで、IT人材の本市へのUIJターン促進を図る。(2)未経験者を含む幅広い人材に対して、(1)と共通する情報発信や交流等とともに、デジタルスキルの向上や市内IT企業等の業務内容や求められるスキル等の理解を深めることを目的としたリスキリング等の機会を提供し、成長産業であるIT産業へのキャリア移行や自己のITスキルアップを支援する。(1)、(2)を通じて、市内IT企業等で活躍する人材の育成・確保の促進を図る。

3 業務の内容

(1) 「仙台市地域企業連携デジタル人材育成・確保促進事業」全体に係る事業設計・管理等

ア 事業全体のコンセプト設計・事業計画策定

「仙台市地域企業連携デジタル人材育成・確保促進事業」全体を通じた一体的なコンセプト設計と、それに基づく事業計画の策定を行う。

また、本事業の効果を最大化するため、想定参加者のターゲットを明確化したうえでコンセプト設計と事業計画の策定を行うこと。

イ 事業全体の管理・運営

「仙台市地域企業連携デジタル人材育成・確保促進事業」の事務局として適切な執行体制を構築し、上記アで策定する事業計画の進捗管理及び事業効果の測定を行う。また、各プログラムの実施に当たっては、地域企業や業界団体等、幅広いステークホルダーと連携して実施する。各プログラムの日程については、想定される参加対象者が参加しやすい開催時期、時間帯に開催することに努める。

(2) **本市のUIJターンやIT産業への異業種転換・就業等を希望する人材への情報発信イベントの実施**
本市へのUIJターンやIT産業への異業種転換・就業等を想起・検討する者の発掘を進めるため、本市のIT企業の魅力やIT人材の実態、ITコミュニティの実情等に関するトークセッション等を通じて、本市が「仕事・暮らし・コミュニティ」で優れている都市であることを効果的に紹介し、理解を深めるイベントをオンラインまたは対面で1回以上開催する。1回あたり50名以上の参加を目標とする。参加者の募集に当たっては、(1)アにて策定した参加者のターゲットに沿い、オウンドメディアに加えて多様な広報手段を活用すること。なお、以下(3)についても同様とする。

(3) **地域IT企業・IT人材との交流や、地域IT企業に関する理解を促進するイベントの実施およびリスキリング機会の提供**

ア 首都圏IT人材と地域IT企業・IT人材との交流イベントの実施

本市へのUIJターンを検討している、または潜在層である首都圏等のIT人材に対して、市内IT企業・IT人材との関係構築の機会を通じて本市が「仕事・暮らし・コミュニティ」の面で魅力的な都市であることを体感してもらうため、合同勉強会や課題解決アイデアソンといったイベントを東京都内で1回以上開催する。1回あたり25名以上の参加を目標とする。

イ 本市ITコミュニティや地域IT企業の業務理解等を促進するイベントの実施

首都圏等のIT人材や、IT産業への異業種転換・就業等を希望する人材に対して、本市でIT人材として活躍することや、市内IT企業等で就業する具体的なイメージを想起させるため、本市ITコミュニティや地域IT企業の理解を深めるイベント・機会を本市内で1回以上開催する。イベント等の実施内容としては、例えば以下を想定しているが、これにとらわれるものではない。

- ・IT人材が重視する地域ITコミュニティとの交流イベント
- ・地域IT企業での就業体験イベント
- ・IT人材や就業希望人材と地域IT企業とのマッチングイベント

ウ デジタルスキル向上や地域IT企業の理解を深めるリスキリング機会の提供

上記イの実施に当たり、参加者のニーズやスキルレベルに応じて、デジタルスキルの向上や地域IT企業での業務内容や求められるスキルの理解等を深めることを目的としたリスキリングの機会を提供する。デジタルスキル診断や、オンラインコンテンツの活用等、参加者が受講しやすい環境および参加動機を高められる環境の構築に努めること。

※(2)～(3)の内容については、これに限らず、より効果的な取り組みが想定される場合は提案に含めて差し支えないが、イベントは複数回(東京都内および本市内でのイベントは各1回以上)開催する。

(4) 地域企業へのヒアリングの実施

昨今のIT産業の動向や、地域企業の人材ニーズ等をリサーチすることを目的として、市内IT企業等へのヒアリングを複数回実施する。

(5) 情報発信・広報

上記(2)の実施にあたっては、イベントの参加者募集及び本市のIT産業が魅力的であるという情報発信を強化するため、IT人材が利用する頻度の高いイベント告知サイトにおいて、イベント告知ページを制作・掲載するとともに、オウンドメディアやその他のソーシャルメディア、地元メディア、受

託者が有する IT 人材等に対して発信力・影響力のあるテクノロジーの専門家とのネットワーク等を活用し、効果的な情報発信を実施する。

(6) イベントレポートの作成

上記(2)開催後には、本市の IT 産業が魅力的であるという情報発信を強化するため、当該イベントについてイベントレポートを作成し、(2)で活用したオウンドメディア等に掲載するとともに、当該オウンドメディアやその他のソーシャルメディア、地元メディア、受託者が有する IT 人材等に対して発信力・影響力のあるテクノロジーの専門家とのネットワーク等を活用し、効果的な情報発信を実施する。

(7) アンケート等の実施

上記(2)開催後には、当該イベント参加者および市内 IT 企業等に対し、アンケート等を実施し、イベントの満足度や参加者の UIJ ターンの意向、IT 産業への就業希望等に関する情報を収集し、業務の効果を把握することで、次回以降の業務改善に活かすよう取り組む。

(8) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(7)までの業務実績を取りまとめるとともに、本市が本業務により実現を目指す、本市の IT 産業が魅力的であるという発信及びこれらを通じた本市への UIJ ターンや IT 産業への就業等を希望する IT 人材の発掘について、次年度以降の方策等の提案等をまとめた成果報告書を作成して納品するものとする（電子媒体及びA4縦の紙媒体、写真映像データ）。

(9) その他

- ・本業務内において本市が担当することとなった資料の作成等や、本業務とは別に本市が行う人材確保に関する事業および IT 企業との交流を目的とした業務の実施に対し、アドバイスをを行うとともに、必要に応じて本業務との連携を図るよう努めること。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。
- ・本業務以外に本市が実施する「次世代 X-TECH ビジネス創出促進事業」や起業支援事業等との連携及び委託者や関連団体等が行う関連事業等との連携を図り、本事業の効果を最大化するよう努める。

4 委託料

20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

6 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで。

7 その他の留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 成果物及び電子データ等（プログラム等の開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の使用権、複製使用する権利は本市に帰属する。
- (7) 受託者は、本業務の成果物及び電子データ等（プログラム等の開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の作成に関して取得した著作権人格権について、当該成果物及び電子データ等にいかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。
- (8) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。